平成２４年（フ）第２５号
富山県高岡市源平町30番地
債務者　株式会社金平商店
代表者代表取締役　金平銑一郎
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後２時
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県高砂市梅井３丁目20番16号
債務者　大豊工業株式会社
代表者代表取締役　垣迫　雅一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０２号
札幌市豊平区西岡３条８丁目11番30号
債務者　さくらオペレーション株式会社
代表者代表取締役　櫻井　哲哉
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
群馬県館林市西美園町794番地23
債務者　株式会社真誠
代表者代表取締役　中島　隆之
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天田　昭夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後４時30分
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９０８号
大阪府大東市新田北町２番22号
債務者　株式会社中野精研工業所
代表者代表取締役　大矢喜代司
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
島根県鹿足郡吉賀町六日市441番地
債務者　株式会社ハピネス
代表者代表取締役　広兼　俊雄
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第５２７号
滋賀県草津市矢橋町663―22―３Ｆ
債務者　株式会社ＮｅｗＢａｌｌ
代表者代表取締役　城多　和哉
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時
大津地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０７号
新潟県上越市安江１丁目６番56号
債務者　中村　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２２号
北海道網走郡美幌町字鳥里４丁目３番地の15
債務者　柏葉　安広
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
岡山市中区雄町462番地13
債務者　田渕　一朗
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藥師寺隆史
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
岡山市中区雄町462番地13
債務者　田渕利枝子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藥師寺隆史
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６号
京都市山科区四ノ宮神田町10　産友マンション601号、住民票上の住所京都市山科区大塚南溝町23番地の34
債務者　秋武　信夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　誠司
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
青森市大字三内字沢部349番地３　ひまわり館Ⅲ・Ｃ―２
債務者　田澤　和憲
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
山口県山陽小野田市中川４丁目１番12号、従前の住所山口県宇部市大字妻崎開作924番地15
債務者　重枝　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７２号
沖縄県那覇市字天久1188番地１ニューライフ天久402
債務者　高野　康子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　知成
4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部